

○豊川市交通児童遊園管理規則

昭和61年3月31日規則第15号

改正

平成3年3月30日規則第29号

平成14年3月29日規則第26号

平成16年3月31日規則第31号

平成18年3月31日規則第90号

豊川市交通児童遊園管理規則

豊川市交通児童遊園の管理および運営に関する規則（昭和47年豊川市規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、豊川市交通児童遊園条例（昭和47年豊川市条例第1号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、豊川市交通児童遊園（以下「交通児童遊園」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

（専用利用の許可等に関する手続）

第2条 条例第7条第1項の規定による専用利用の許可及び条例第9条ただし書の規定による特別の設備等の許可に関する手続は、条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が定めるところによる。

（利用者の遵守事項）

第3条 交通児童遊園を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- （2） 立入禁止箇所等危険な場所に立ち入らないこと。
- （3） 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品、動物等を携行しないこと。
- （4） 許可を受けないで交通児童遊園内で物品を展示し、又は販売しないこと。
- （5） 許可を受けないで壁、柱、扉等に張り紙等をしないこと。
- （6） 施設又は附属設備をき損し、又は滅失しないこと。

2 交通児童遊園の専用利用の許可を受けた者は、前項各号に掲げる事項を守るとともに、許可を受けた時間の範囲内で、利用目的のための準備作業、施設等の原状回復等を行わなければならない。

（施設等のき損等の届出）

第4条 交通児童遊園を利用する者は、その施設又は附属設備をき損し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、交通児童遊園の管理に関し必要な事項は、市長の承認を得て指定管理者が定める。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月30日規則第29号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日規則第26号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第90号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。